

各位

東京都千代田区麹町三丁目2番4号  
 会社名 株式会社スリー・ディー・マトリックス  
 代表者名 代表取締役社長 岡田 淳  
 (コード番号: 7777)  
 問合せ先 取締役 新井 友行  
 電話番号 03 (3511) 3440

### 第三者割当による第7回無担保転換社債型新株予約権付社債 及び第34回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行に係る払込完了に関するお知らせ

2023年2月28日付の当社取締役会において決議いたしましたCVI Investments, Inc.（以下「割当先」といいます。）に対する第三者割当の方法による第7回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（以下「本新株予約権付社債」といい、その社債部分を「本社債」といいます。）及び第34回新株予約権（以下「本新株予約権」といい、本新株予約権付社債及び本新株予約権を個別に又は総称して、「本新規募集証券」といいます。）の発行について、本日払込手続きが完了したことを確認いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件の詳細につきましては、2023年2月28日付で公表いたしました「第三者割当による第7回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第34回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行に関するお知らせ」（以下「本発行に関するプレスリリース」といいます。）をご参照ください。

#### 1. 本新株予約権付社債発行の概要

(1) 払込期日	2023年3月16日
(2) 新株予約権の総数	40個
(3) 各社債及び新株予約権の発行価額	社債：総額金500,000,000円 (各社債の額面金額100円につき金100円) 新株予約権：新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しません。
(4) 当該発行による潜在株式数	2,092,050株 上記潜在株式数は、当初転換価額である239円で転換された場合における最大交付株式数です。 上限転換価額は定めておりませんが、下記「(6) 転換価額及びその修正条件」記載のとおり、転換価額は下方にのみ修正され、当初転換価額を上回る価額には修正されないため、実質的に当初転換価額が上限転換価額となります。 下限転換価額は133円ですが、下限転換価額における潜在株式数は3,759,398株です。
(5) 調達資金の額	500,000,000円
(6) 転換価額及びその修正条件	当初転換価額239円 本新株予約権付社債の転換価額は、2023年9月16日、2024年3月16日、2024年9月16日、2025年3月16日、2025年9月16日、2026年3月16日、2026年9月16日及び2027年3月16日（以下、個別に又は総称して「CB修正日」といいます。）において、当該CB修正日に先立つ15連続取引日において株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い金額（1円未満の端数切り上げ）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「CB修正日価額」といいます。）が、当該CB

	修正日の直前に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は、当該CB修正日以降、当該CB修正日価額に修正されます。但し、CB修正日にかかる修正後の転換価額が下限転換価額を下回ることとなる場合には転換価額は下限転換価額とします。
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法による
(8) 割当先	CVI Investments, Inc.
(9) 利率及び償還期日	利率：年率2.0% 償還期日：2027年3月24日
(10) 償還価額	額面100円につき100円
(11) その他	<p>本買取契約において、以下の内容が定められています。</p> <p>(1) 本新株予約権付社債の発行については、下記事項を満たしていること等を条件とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 本買取契約に定める当社の表明保証が重要な点において正確であり、当社が重要な誓約事項を遵守していること</li> <li>② 本新規募集証券の発行につき、差止命令等がなされていないこと</li> <li>③ 当社株式が上場廃止となっていないこと</li> <li>④ 当社について重大な悪影響となる事象が生じていないこと</li> <li>⑤ 当社が割当先に対し、当社に関する未公表の重要事実を伝達していないこと</li> </ol> <p>(2) 各CB修正日（営業日ではない場合には翌営業日（以下、本「(11) その他」において同じ。）において、上記（1）③乃至⑤に定める条件が充足され、かつ、修正後の転換価額が下限転換価額を上回ることを条件として、割当先は、本社債のうち、5個又は残存する本社債の個数のうちいずれか少ない個数（以下「本対象部分」といいます。）を、当社普通株式に転換するものとする。但し、割当先は、当該CB修正日の前営業日までに書面により通知することにより、かかる転換の全部又は一部を、次回以降のCB修正日に繰り延べることができる。なお、最終のCB修正日において、上記（1）③乃至⑤に定める条件が充足され、かつ、修正後の転換価額が下限転換価額を上回ることを条件として、割当先は、かかる繰り延べられた本対象部分及び残存する本社債の総額を、当社普通株式に転換するものとする（但し、かかる最終のCB修正日における転換は、割当先の当該時点における議決権比率が9.9%を超えない範囲で行われる。）。</p> <p>(3) 各CB修正日において、修正後の転換価額が下限転換価額以下となる場合、当社は、本対象部分を、各社債の金額100円につき100円と未払利息の合計額を0.9で除した金額で償還しなければならない。但し、割当先は、当該CB修正日の前営業日までに書面により通知することにより、かかる償還の全部又は一部を、次回以降のCB修正日に繰り延べることができる。</p> <p>(4) 当社が本買取契約に定める取引（当社による総資産額の50%超の資産等の処分等）を行い、かつ割当先が当社に償還を要求した場合又は当社に本買取契約に定める事由（当社が発行する株式の上場廃止等）が発生</p>

	<p>した場合等においては、当社は残存する本新株予約権付社債の全てを各社債の金額100円につき100円と未払利息の合計額の125%に相当する金額又は本買取契約に定める方法により算定される時価のうちいずれか高い方の金額で償還するものとする。</p> <p>(5)本新株予約権付社債の譲渡（但し、割当先における管理コスト削減の観点で、Bank of America、J.P. Morgan及びGoldman Sachs &amp; Co.並びにこれらの関連会社に対する譲渡を除外することとされている。）には、当社取締役会の承認が必要である。なお、譲渡された場合でも、割当先の権利義務は、譲受人に引き継がれる。</p> <p>また、本買取契約においては、本発行に関するプレスリリースの「7. 割当予定先の選定理由等 (6) ロックアップについて」に記載しておりますとおり、新株式発行等に関するロックアップに係る条項が定められています。</p>
--	--

## 2. 本新株予約権発行の概要

(1) 割 当 日	2023年3月16日
(2) 発行新株予約権数	40,000個
(3) 発 行 価 額	8,760,000円（本新株予約権1個当たり219円）
(4) 当該発行による潜在株式数	潜在株式数：合計4,000,000株（本新株予約権1個につき100株） 本新株予約権の上限行使価額はありません。 下限行使価額は133円ですが、下限行使価額においても潜在株式数は変動しません。
(5) 調達資金の額	964,760,000円（注）
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額：239円 本新株予約権の行使価額は、2023年3月17日を初回の修正日とし、その後毎週金曜日（以下、個別に又は総称して「新株予約権修正日」といいます。）に、当該新株予約権修正日に先立つ15連続取引日において東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い価額の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「新株予約権修正日価額」といいます。）が、当該新株予約権修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該新株予約権修正日以降、当該新株予約権修正日価額に修正されます。 但し、修正後の行使価額が下限行使価額（本新株予約権の発行要項第11項第(3)号、第(4)号及び第(9)号の規定を準用して調整されます。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とします。
(7) 行使請求期間	2023年3月17日から2023年7月18日まで
(8) 募集又は割当方法	第三者割当の方法による
(9) 割 当 先	CVI Investments, Inc.
(10) 譲渡制限及び行使数量制限の内容	当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限する措置を講じるため、本買取契約において、本新株予約権につき、以下の行使数量制限が定められています。 当社は所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が2023年3月16日における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合における当該10%を超える部分に係る本新株

	<p>予約権の行使（以下「制限超過行使」といいます。）を割当先に行わせません。</p> <p>割当先は、前記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使を行うことができません。</p> <p>また、割当先は、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ、当該行使が制限超過行使に該当しないかについて当社に確認を行います。</p> <p>割当先は、本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、①当社との間で制限超過行使の内容を約束させ、また、②譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合に当該第三者をして当社との間で同様の内容を合意させることを約束させるものとします。</p>
(11) そ の 他	<p>本買取契約において、以下の内容が定められています。</p> <p>(1)本新株予約権の発行については、下記事項を満たしていること等を条件とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 本買取契約に定める当社の表明保証が重要な点において正確であり、当社が重要な誓約事項を遵守していること</li> <li>② 本新規募集証券の発行につき、差止め命令等がなされていないこと</li> <li>③ 当社株式が上場廃止となっていないこと</li> <li>④ 当社について重大な悪影響となる事象が生じていないこと</li> <li>⑤ 当社が割当先に対し、当社に関する未公表の重要事実を伝達していないこと</li> </ul> <p>(2)本新株予約権の譲渡（但し、割当先における管理コスト削減の観点で、Bank of America、J.P. Morgan 及び Goldman Sachs &amp; Co.並びにこれらの関連会社に対する譲渡を除外することとされている。）には、当社取締役会の承認を必要とする。なお、譲渡された場合でも、割当先の権利義務は、譲受人に引き継がれる。</p> <p>また、本買取契約においては、本発行に関するプレスリリースの「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (1) 資金調達方法の概要」及び「7. 割当予定先の選定理由等 (6) ロックアップについて」に記載しておりますとおり、本新株予約権の買取りに係る条項及びロックアップに係る条項が定められています。</p>

(注) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われなかった場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

以 上